

墨田区公契約条例に関するアンケート調査の結果について

1. 調査対象者

労働報酬下限額が適用されている契約案件に従事する労働者 約310人

2. 調査対象業務

- ・清掃業務、学校管理業務、給食調理等業務
- ・工事

3. 調査方法

労働者が案内文に印字されたQRコードを読み取り、web上で回答を行う形式とした。
案内文については区から事業者へ送付し、事業者から労働者へ配布した。

4. 調査期間

令和8年7月27日から8月21日まで

※学校給食調理等業務については、学校が夏季休暇のため、別途9月以降にアンケートを実施する。

5. 回答者

125人（約40.3%）

6. 回答内容

Q1. あなたの雇用形態を教えてください。

正社員	72人 (57.6%)	【その他】の内訳	契約社員	8人
パート・アルバイト	36人 (28.8%)		嘱託職員	1人
その他	9人 (7.2%)			
派遣労働者	6人 (4.8%)			
未回答	2人 (1.6%)			

Q2. 墨田区公契約条例（以下「公契約条例」と言います。）を知っていますか？

知っている	50人 (40.0%)
なんとなく知っている	35人 (28.0%)
知らない	40人 (32.0%)

Q3. 職場内等で公契約条例の労働報酬下限額等を周知するポスターや書面等をご覧になったことはありますか？

ある	63人 (50.4%)
見た気がする	21人 (16.8%)
ない	39人 (31.2%)
未回答	2人 (1.6%)

Q4. 会社（雇用主）から、公契約条例の説明を受けたことがありますか？

ある	70人 (56.0%)
ない	28人 (22.4%)
覚えていない	27人 (21.6%)

Q5. あなたのお仕事が公契約条例（労働報酬下限額）の適用対象であることを知っていますか？

知っている	69人 (55.2%)
なんとなく知っている	22人 (17.6%)
知らない	34人 (27.2%)

Q6. あなたの賃金が労働報酬下限額以上になっているか把握していますか？

把握している	95人 (76.0%)
把握していない	2人 (1.6%)
わからない	28人 (22.4%)

Q7. 労働報酬下限額が支払われていない場合に申し出ができることや申し出先を知っていますか？

知っている	77人 (61.6%)
知らない	47人 (37.6%)
未回答	1人 (0.8%)

Q8. 公契約条例が仕事のやりがいに役立っていると思いますか？

思う	76人 (60.8%)
思わない	6人 (4.8%)
わからない	43人 (34.4%)

Q9. 公契約条例についてご意見等があればお聞かせください。（自由記述）

- ・高齢になっても仕事ができることに喜びを感じている。最低賃金額のニュースを見るたびに、報酬を結構貰えていてありがたいと思う。
- ・高齢者であってもキャリアを積み上げれば昇給できるよう、公的に指示してくれるとやりがいにつながる。
- ・物価上昇が急激に進む中、実質賃金が目減りしないよう、労働報酬下限額も毎年上昇してほしい。
- ・物価上昇の為、労務費をあげてほしい。今までの労務費では下請けはやっていけない。